

坂野委員

20日の部会は他の審議会視察で欠席させていただきますので、「条例案にコメントを」と思い、間際
で恐縮ですがメールいたします。（コメントしようとする新しいヤツがくるので...）前回からだいぶ
変化があり、その経緯がわからないので疑問や感想程度で申し訳ありません。

「3 基本理念」について

- ・ 文章が難解です。市民活動を修飾するフレーズはとってはどうでしょう。
- ・ 「2 定義」で定義づけされているのに、ここ以下、さまざまな箇所に市民活動を説明する言葉が
でてきてわかりにくいように感じます。
- ・ 基本理念2行目の「...認識を持」つのは誰？
- ・ 「...市民と市が対等な...」は“協働”の説明で、それならば「2 定義」で協働を定義づけてはど
うかと思いました。

「4 基本原則」について

- ・ 原則って何？
- ・ (1)(2)は、協働を促進する目的ではないでしょうか？「1 目的」が重くなるのを避けるため？
中で箇条書きにしたほうがインパクトがあるため？経緯はわかりませんが...
- ・ (3)は、基本理念後半に近い内容で、繰り返しの感があります。

「5 市民の市民活動への参画」「6 市民活動の自立と発展」「7 協働事業の促進」について

- ・ これらは“市民活動促進の方針”で、「9 基本指針の策定」の基本施策の前提になるものだと思います。
この位置に、それぞれが独立した条項となっていることに少々違和感があります。条例に
“方針”とはいかないのかもしれませんが、なにかうまく括れないものでしょうか。条例にうた
うことは賛成です。

「8 相互提案」について

- ・ 相互提案の仕組み整備だけが独立して条例化されるのには違和感があります。相互提案の仕組み
は、協働事業の促進のための手段そのものだと思うので、「7 協働事業の促進」との関係性を再考
して条例化できませんか。もちろん、思い入れの強い項目とわかっていますから。

「11 所掌事務」以降

協議会の設置要項を条例に盛り込む必要がありますか？別規定でいいように思いますが。

玉置委員

11 所掌事務

- ・ 「8に規定する基本指針に関する意見の提出」の8は9 ???

7 協働事業の促進

- ・ (1)の文章ですが、市民活動の目的が、協働だけのようになります。行政側が取り組むのは、当
然としても、市民側は義務なのでしょうか？市は、...努めなければなりません。市民は、それに
協力しなければなりません程度の文章では駄目？